

学校いじめ防止基本方針

大阪府立泉北高等支援学校

令和 7 年 6 月 27 日改訂

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『チャレンジ・つながる・自立』を合言葉に、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用して、家庭や地域、関係機関等と連携を深めながら、障がいのある生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な資質・能力を培う教育を推進することをめざし、生徒の人権を尊重し、「差別をしない、差別をさせない、差別を許さない」人権尊重の教育を進めている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実行的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、事務長、首席、部主事、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

府立泉北高等支援学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 新入生歓迎会 懇談 HR（人権学習） 「SNS：SNSにおけるコミュニケーションの注意点について」	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 懇談 HR（人権学習） 「SNS：SNSにおけるコミュニケーションの注意点について」	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 懇談 HR（人権学習） 「SNS：SNSにおけるコミュニケーションの注意点について」	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認）
5 月	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成 体育大会	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」更新 体育大会	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」更新 体育大会	
6 月	授業参観週間 校内実習	授業参観週間 現場実習 宿泊学習	授業参観週間 現場実習	
7 月 (8 月)	「いじめ等アンケート」を実施 全校集会 学期末懇談会	「いじめ等アンケート」を実施 全校集会 学期末懇談	「いじめ等アンケート」を実施 全校集会 学期末懇談会	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 第2回委員会（進捗確認） 教職員対象の人権研修 「距離感の違いを感じたときの対応を考える」 学校運営協議会

9 月	「いじめ等アンケート」を実施	「いじめ等アンケート」を実施	修学旅行 「いじめ等アンケート」を実施	教職員対象の体罰防止研修
10 月	授業参観週間 懇談	授業参観週間 現場実習 懇談	授業参観週間 現場実習 懇談	第3回委員会(状況報告と取組みの検証) 学校運営協議会
11 月	校外学習			
12 月	全校集会 学期末懇談会 HR(人権学習) 「いじめ:自分の体や気持ちを持ち大切に」 HR(人権学習) 「SNS:携帯電話の使い方、個人情報の流出」	全校集会 学期末懇談会 HR(人権学習) 「いじめ:イメージにとられての言動はないか」 HR(人権学習) 「SNS:個人情報の流出、プライバシーの侵害」	全校集会 HR(人権学習) 「いじめ:周りの人を大切にしよう」 HR(人権学習) 「SNS:個人情報の流出、誹謗中傷」	
1 月	「いじめ等アンケート」を実施	「いじめ等アンケート」を実施	「いじめ等アンケート」を実施	学校運営協議会
2 月	作品展 現場実習 HR(人権学習) 「人権:1年間のふりかえりと来年度に向けて」 HR(人権学習) 「SNS:ネット上での金銭トラブル等について」	作品展 現場実習 HR(人権学習) 「人権:1年間のふりかえりと来年度に向けて」 HR(人権学習) 「SNS:ネット上での金銭トラブル等について」	作品展 校外学習 HR(人権学習) 「人権:固定概念にとられて差別をしていないか」 HR(人権学習) 「SNS:ネット上での金銭トラブル等について」	第4回委員会(年間の取組みの検証)
3 月	卒業生を送る会 学年末懇談会	卒業生を送る会 学年末懇談会	卒業学年懇談会 卒業生を送る会	

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

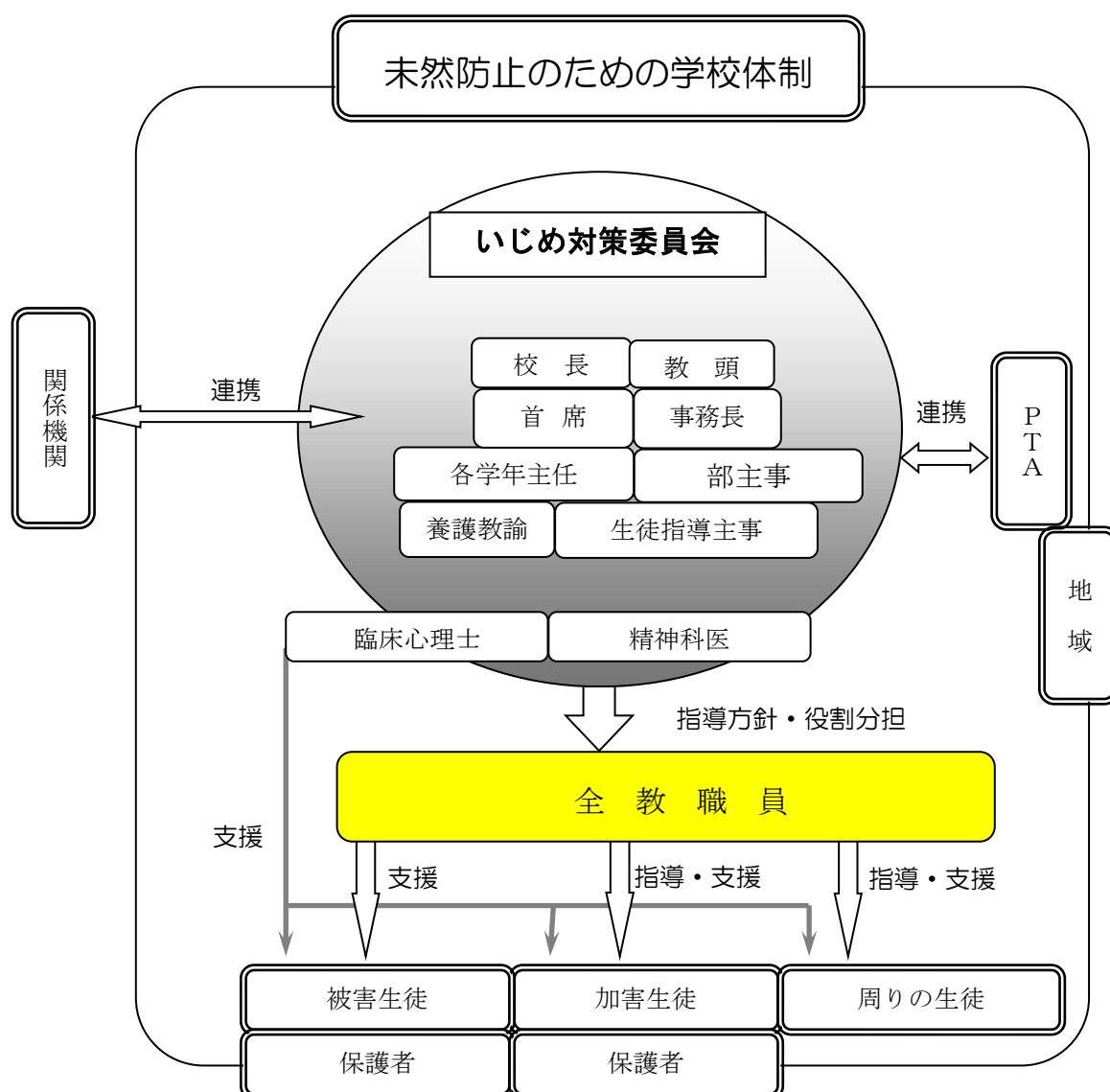
いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、各学期の終わりに年3回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 日ごろからいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。

生徒に対しては、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進する。

- (3) いじめが生まれる背景には学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりや学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。

また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

教職員の「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめが深刻化する。

また、障がいについて、適切に理解したうえで、生徒に対する指導にあたる必要がある。

- (4) ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感を高める。

その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

- (5) 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組みを推進する。

「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」
「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることやささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、教職員には何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的にいじめ等アンケートを年3回実施するとともに、校内に相談窓口を設置する。

日常の観察としては、休み時間や放課後の生徒の様子にも気を配り、交友関係や悩みの把握に努める。また、懇談会や家庭訪問の機会の活用を図る。

これらにより集まったいじめに関する情報については、学校の教職員全体で共有する。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、日々の連絡帳や授業参観、家庭訪問、懇談会等の機会を積極的に活用し、生徒の状況の把握に努める。

- (3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として日頃から開かれた学校づくりを心掛けるとともに、相談箱の設置や「24時間対応の教育相談ダイヤル」等の周知を行う。

- (4) 生徒、保護者あてに、保健室や教育相談の利用、電話相談窓口など相談体制を広く周知する。

また、「いじめ対策委員会」において、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人としての尊厳や他者を信頼する心を回復するきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別添）を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全と安心を確保するように配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、臨床心理士、精神科医等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮を行う。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解を深め、気づけるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるようにする。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、臨床心理士等とも連携する。

体育大会や学習発表会、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心とした全教職員による協力体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し組織的に対応する。組織的な対処が可能となるよう、日ごろから対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参画を求め、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むため、一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

5 地域や家庭との連携について

学校の基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校学年通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、学校協議会を活用するなど地域と連携した対策を推進する。